

“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”に
ご注意ください。



給付金の支給にあたり、
ATMの操作をお願いしたり、
手数料の振込を求めることは
絶対にありません。

ご案内は内側にあります。



ここからゆっくりはがしてください。
濡れている場合は、十分に乾かしてからご開封ください。

郵便はがき

料金別納
郵便

299-0292

千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地 1

袖ケ浦 太郎 様



000000 #

親展 重要なお知らせです 必ずご確認ください

差出人

袖ケ浦市 福祉部地域福祉課
定額減税調整給付金室

〒299-0292

袖ケ浦市坂戸市場1番地 1

ここからゆっくりはがしてください。
濡れている場合は、十分に乾かしてからご開封ください。



令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公印省略)

袖ヶ浦市定額減税調整給付金 (不足額給付) (※)
支給のお知らせ

令和6年の所得税 (推計) 及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支 給 方 法		口座振替
支 給 額		00,000円
支 給 予 定 日		〇月〇日
支給 口座	金 融 機 関 名	〇〇〇〇〇
	口 座 番 号	〇〇〇〇〇
	口 座 名 義 人	〇〇〇〇〇

000000 #

調整給付金 (不足額給付) の支給額及び算出式

令和7年の 所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①) 000,000 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) 000,000 円	=	控除不足額計 (③) (①+②) 000,000 円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。					
↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ) 000,000 円					
支 給 額	令和7年の 所要額 (④) 000,000 円	-	調整給付金 (当初給付) 支給額 (令和6年) 000,000 円	=	調整給付金 (不足額給付) 支給額 000,000 円

※各数値について相違等が認められる場合は、コールセンターへお問合せください。

※調整給付金 (不足額給付) とは、令和6年に支給した調整給付金 (当初給付) 注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額 (令和6年分推計所得税額) を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注: 調整給付金 (当初給付) とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった (= 定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った) 方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

下記のいずれかに該当する場合は、令和7年〇月〇日(〇)正午までにコールセンターまでご連絡ください。必要な書類を送付いたします。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

【問合せ先】
袖ヶ浦市定額減税補足給付金コールセンター
電話: 0570-07-0014 (ナビダイヤル)
9時~18時 (日曜・祝日は除く)